

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

## 論 說

勞働と資本との根本的協調……………

法學博士

田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………

法學博士

神戸 正雄

所帶統計概説(一)……………

法學博士

財部 靜治

植民地の土地政策(一)……………

法學博士

山本美越乃

明治の米價調節(四)……………

法學士

本庄榮治郎

## 時事問題

勞働組合の公認問題……………

法學博士

戸田 海市

海上再保險官營問題……………

法學士

小島昌太郎

## 雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………

圓谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………

法、文學士

小島 祐馬

獨逸の戦時財産差増税新法案に就て……………

法學士

汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………

編輯 委員

## 獨逸の戰時財産差増稅 新法案に就て

一  
汐見 三郎

第四十議會を通過し大正七年三月二十三日法律第九號として公布せられたる戰時利得稅法は、我租稅史上僅に一新紀元を劃したものと云つても過言であるまい。蓋し租稅が收入の目的以外に、社會政策の目的を達する手段としても重大なる使命を有する事は、戰時利得稅に依つて最も雄辯に物語られたから。

千九百十三年の獨逸の租稅改革<sup>1)</sup>特に帝國稅として財産稅 (Besitzsteuer) の新設は、世界戰亂の準備行爲として當時喧傳せられた所である。開

戰以來公債至上主義は獨逸の戰時財政の信條となつて居つたが、戰局の彌久と共に遂に失敗の止む無きに至り、千九百十六年度以降には新稅増稅相繼ぎ辛くも戰時中の財政を支へ得たのであつた。財産稅の形式を取つて居るものだけでも千九百十六年六月二十一日戰時利得稅法、千九百十七年四月九日戰時利得稅附加稅法、其他千九百十八年の法人戰時利得稅法を數へる事が出来る。而して近著の Frankfurter Zeitung 六月二十九日號に依ると、戰時財産差増稅法案 (Gesetzentwurf über eine Kriegsabgabe vom Vermögenszuwachs) が新に最近國民議會に提出せられたやうである。戰時利得稅法 (千九百十六年六月二十一日法律) では、個人及び法人の雙方に課稅することになつて居つたが、其後個人と法人とを分ち稅することとなり、法人の課稅は年々繰返されたのであるが、個人の方は租稅技術上の理由よりして遂に戰爭終了迄延期するの止む無きに至つたのである。今回の戰時財産差増稅法案は、此缺陷を補ふ爲めに起つたも

1) 神戸博士、獨逸の租稅改革 (京都法學會雜誌第九卷第五號一五四—一五八頁)

ので、戦争の全期間（千九百十三年十二月三十一日より千九百十八年十二月三十一日に至る）にわたる個人の戦時利得を専ら課税せんとするものである。

獨逸の戦時財産差増税と我國の戦時利得税とは、其本質に於て、課税形式に於て、頗る面白い對照を示してゐる。獨逸の分は手元に充分の材料無き儘前掲の *Frankfurter Zeitung* の傳ふる該税法案の記事に據ることゝした。我戦時利得税法第三條は租税の主體を大別して法人（第三條第二項第一號）と個人との二とし、後者を更に分つて一般利得（第三條第二項第二號）と船舶鑛業砂糖業に關する利得（第三條第二項第三號）とにしてゐるが、獨逸のそれとの比較の便宜上個人の利得特に一般利得の分のみを取り出すことにした。故に、正確に云へば、本論文は獨逸戦時財産差増税法案と我戦時利得税法中の個人一般利得の分とに就き、本質、納税義務者、課税物體の計算方法、免稅點、稅率、課税の範圍の六點をば、ごく大體に通じて觀察した

に過ぎなく。

## 二

我國の戦時利得税も獨逸の財産差増税も、共に戦時利得を稅源としてゐる。戦時利得は之に課税すべきや否やが既に一問題であるが、其根據は財政的方面と社會政策的方面との二點に於て學者の充分説明した所である。租税は現代の財政の理論及び實際より見て收入の中心を形成するものである。特に戦時利得の如き偶然利得の性質を帶ぶるものは擔稅力頗る大なるが故に、收入を得るの目的より見ても好箇の財源たるを失はぬのである。更に租税を社會政策の目的を達する手段として考へる時は、益々戦時利得税存立の理由が明白になつてくる。戦争は從來の富の分配を破壊し私有財産の上にも異常の變化を齎すものである。國家目的の外延的及び内充的擴張の爲め經費膨脹が一段其力を強めてゐる今日に在りては、收入の中樞たる租税に依り偶然性を有し其擔稅力大なる戦時利得を捕へ、以て之に充つるは誰しも異論の無い所であ

戰時利得は二つの方法に依つて稅する事が出来る。一は戰時利得の成立の途中を捉へるもの他は戰時利得の成立の終局を課稅するものであつて、後者を收利稅の形式と云ひ前者を交通稅の方法と名付けることが出来る。收利稅の形式に依る徵收は、戰時利得を洩れ無く捕へると云ふ點に於て、且つ綜合累進を行ひ得ると云ふ點に於て、交通稅の形式に依る徵稅よりも優つてゐる。收利稅の形式に依る場合は更に收益稅の形式、財産稅の形式、所得稅の形式とに區別することが出来る。課稅技術からは後の兩者を選ばねばならぬ。然らば財産稅と所得稅との孰れを採用すべきやと云ふに、兩者共に綜合累進が出來且つ洩れ無く捕捉し得ると云ふ特色を有してゐるのであるから、其國に既に存せる稅法に依つて其取捨をせねばならぬ。獨逸では千九百十三年に財産稅法を定めたから、其調査を其儘戰時利得稅に應用することが出来るので、財産稅の形式を採つた。其第一條に曰く「本法ノ規

定ニ依リ定メタル財産差増ニ對シ戰時財産差増稅ヲ賦課ス」と。我國ニ於ては財産稅なるものが嘗て存在しなかつたので、戰時利得稅法第三條及び第六條の規定に依り、所得稅法を基礎とする形式を採用してゐる。財産稅と所得稅との此差異がやがて彼我の區別を作つてゐる重要な點である。

### 三

獨逸の戰時財産差増稅法案では、其第二條が納稅義務者の限界を明確にしてゐる。本文を掲げると次の如くである。

一 左ニ掲グル者ハ總課稅財産ノ差増ニ對シテ納稅ノ義務ヲ有ス

(一) 獨逸國民、但獨逸國內ニ住所ヲ有セス且少クトモ千九百十四年一月一日以來引續キ外國ニ住居スル者ヲ除ク此例外ハ名譽領事ヲ除クノ外國ニ職務上ノ住所ヲ有スル官吏ニハ適用セス

(二) 獨逸國內ニ住所又ハ引續キ居所ヲ有スル外國人

二 國籍住所又ハ居所ノ如何ヲ問ハス總テノ自然人ハ内國ニ在ル土地財産及營業財産ノ差増ニ付テ納稅ノ義務ヲ有ス

我戰時利得稅法ハ其義務者を一帝國内に住所

3) 小川博士、我戰時利得稅を論ず(經濟論叢第七卷第二號二一八頁)

を有する者、(二)帝國內に一年以上居所を有する者、(第一條)(三)前二項に該當せざるも帝國內に資産又は營業を有し其利得ある者(第二條)と定めてゐる。

納稅義務者の點については雙方共に大體に於て一致してゐる。

#### 四

獨逸の該稅法案は其第三條に於て「財産差増トハ始期財産ト終期財産トノ差額ヲ云フ」と定めて居る。然らば始期財産とは何ぞやと云ふに、第四條に於て「始期財産トハ千九百十三年七月三日ノ財産稅法ノ規定ニ依リ第一回ノ財産稅賦課ニ際シ始期財産トシテ定メラレタルモノ又ハ定メラルベキ筈ノモノヲ云フ」とし、更に終期財産に就ては第五條が「終期財産トハ財産稅法ノ規定ニ依リ評定セラルヘキ千九百十八年十二月三十一日現在ニ於ケル納稅義務者ノ財産ヲ云フ」と説明し、第六條乃至第十四條に終期財産に加減するもの並に其計算方法を詳細に規定してある。

我戰時利得稅法第六條に依ると、(一)「戰前二年の平均所得金額」及び(二)「其金額の百分の二十に當る金額」を課稅を受くべき年の所得金額から差引いた殘金を戰時利得とし、本稅の課稅物體としてゐる。

一方は所得を課稅物體とし、他方は財産差増を以て之に充てゝゐる。これ即ち獨逸には財産稅法存せるに拘はらず我國は所得稅法を有するに過ぎざる結果であつて、我國としては蓋し止むを得ないのである。

#### 五

獨逸では免稅點を二つの方面より定め、以て經濟上の弱者に對する課稅の打撃を保護してゐる。即ち第十五條は「本稅ハ終期財産カ一萬麻ヲ超ユル場合ニ之ヲ徵收ス 總額五千麻ヲ超ユル差増財産ノミ納稅ノ義務アリ」と定めてゐるから、終期財産が一萬麻以下なる時は勿論、假令終期財産が一萬麻を超えても始期財産と終期財産との差増總額が千麻以下なる時は當然免稅の恩典に浴する譯である。

日本の方は、戰時利得稅法第六條第四項に依り、利得金額三千圓未滿なる時に限り戰時利得稅を課せられないことになつてゐる。獨逸の比し免稅點は遙に高いと謂はねばならぬ。

六

稅法の制定に際し特に重要なのは稅率の刻み方である。いくら他の點に苦心しても、稅率が度を失すると、其稅法の精神は過半沒却せられる譯である。故に繁を煩はず多少詳細に述べよう。

獨逸戰時財産差増稅法案に依れば、稅率に關しては第十六條に規定があるが、政府と聯邦委員會とは此點に於て多少意見の齟齬を來してゐるようである。政府側では

「財産差増額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス」

財産差増額10,000麻迄ノ額ニ付テハ	10%
右ノ金額ヲ超過スルコト10,000麻迄ノ額ニ付テハ	15%
同	20%
同	25%
同	30%
同	35%
同	40%
同	45%
同	50%
同	60%
同	80%
右ノ金額ヲ更ニ超過スル額ニ付テハ	100%

として居るに反し、委員會の意見では左の如くである。

「財産差増額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス」

財産差増額10,000麻迄ノ額ニ付テハ	10%
右ノ金額ヲ超過スルコト10,000麻迄ノ額ニ付テハ	15%
同	20%
同	25%
同	30%
同	35%
同	40%
同	45%
同	50%
同	60%
同	80%
同	90%
同	100%

但し第十七條の規定に據り「千九百十六年六月二十一日ノ戰時利得稅法並千九百十七年四月九日ノ同附加稅法ニ依り納稅義務者カ負擔シタル額ハ第十六條ノ稅額ヨリ之ヲ差引ク」ことゝなつてゐる。

我戰時利得稅法は、第四條第二項第二號に於て利得金額の百分の十五を賦課することを定めてゐる。



の屬する年分限り即ち大正八年分限り之を廢止する事となつてゐる。従つて大正七、八年兩年度の所得差増に課稅したるに止まり戰時を全通してゐないのである。

故に課稅の範圍に於ても、我國のは獨逸のそれより甚だ寛大であると云はねばならぬ。或は百尺千頭一步を進め、或國に於ても大正四、五、六年度に遡りて所得差増稅を課するものも一策であると信ず。

八

獨逸は戰前參千五百億圓の國富を擁すと稱せられて居たが、今度の戰爭の結果千參百九拾億圓の戰費を費し且つ少くとも千億圓に上るべき賠償金を支拂はねばならぬやうになるらしい。必要は萬事を支配するとやら、其財源を求むる爲め頗る思ひ切つた租稅改革を斷行したのである。戰時中ごく僅の戰費を費し、しかも其の間に富の増加の大なりし我國とは、同日の談では無からう。然し兩者の戰時利得稅を比較すると餘りに其懸隔の大なるに驚かざるを得ないので

ある。

昨年十一月の休戰條約今年六月の媾和條約で干戈はおさまつたが、軍事費文化費の増加は追我財政を壓迫するであらう。最初私は戰時利得稅の根據として收入と社會政策との二つの目的を擧げた。然し戰爭が止むだとして、戰爭が起した波瀾に依つて得べき不勞所得が俄に減ずるものでも無く、社會政策の必要が消失する譯のものでも無い。否戰爭の爲めに好影響を受けた我國としては、戰後の改造時代こそ分配の變動更に甚しく、財政の困難益々加はるのであつて、却つて問題は今後に存するのである。官吏増俸に財源無きをかこつに先立ち、富豪の豪奢を憤慨する前に、第一に戰時利得稅を如何すべきかの大問題を考へねばならぬ。戰時利得稅を超過利得稅に引直し之に永續性を與ふる事は、學者の高調して止まぬ所である。洋の西に在りて事情を異にせる獨逸の新稅法を紹介するのも、實は我國財政の現状の焦眉の急を救ふに役立つところあるべきを思ふからである。（八・一〇・八）

4) 小川博士、我戰時利得稅を論ず（經濟論叢第七卷第三號四〇一四一頁）  
 神戸博士、戰時利得稅の永續性（租稅研究四〇五一四二六頁）